○誘導標識に関する告示

昭和 59 年 12 月 1 日
消防告示第 2 号

注　平成 24 年 11 月 30 日消防告示第 1 号より条文注記入る。

改正

平成 2 年 4 月 10 日消防告示第 1 号
平成 17 年 9 月 30 日消防告示第 2 号
平成 24 年 11 月 30 日消防告示第 1 号
令和 2 年 12 月 23 日消防告示第 1 号
令和 4 年 3 月 28 日消防告示第 1 号
令和 7 年 3 月 27 日消防告示第 1 号

消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号)及び消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号)に定める消防用設備等の標識並びに池田市火災予防条例施行規則(昭和 37 年池田市規則第 24 号)に定める各種標識及び掲示板等の表示の基準についてその細目を次のとおり定める。

1　消防法施行令並びに消防法施行規則に定める消防用設備等の標識の表示基準は次のとおりとする。

種別＼区分				表示基準	色		大きさ		設置場所
					地	文字	幅 cm 以上	長さ cm 以上	
消火設備	消火器具	消火器	消火器	消　火　器	赤	白	8	24	当該消火器具のある場所の見やすい位置
			使用方法	使用法 (注)当該消火器の使用方法を簡記すること。	白	赤	12	24	
		簡易消	水バケツ	消 火 バ ケ ツ	赤	白	8	24	

	火用具	水そう		赤	白	8	24	
		乾燥砂	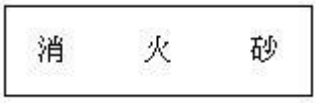	赤	白	8	24	
		膨張ひる石又は膨張真珠岩		赤	白	8	24	
	屋内消火せん設備	屋内消火せん箱		赤	白	12	35	屋内消火せん箱の表面
	スプリンクラー設備	制御弁		赤	白	10	30	当該設備の直近の見やすい位置
		送水口	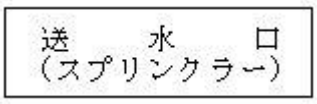 (注)　送水圧力範囲を併記する。	赤	白	10	30	
	水噴霧消火設備等	手動起動装置	 (注)　(　)内には水噴霧消火設備、泡消火設備等の種別を表示すること。	赤	白	10	30	当該設備の直近の見やすい位置
		ホース接続口	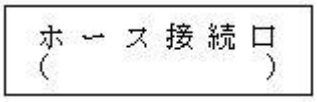 (注)　(　)内には泡消火設備不燃性ガス消火設備等の当該設備の種別を表示すること。	赤	白	10	30	

	屋外消火せん設備	屋外消火せん箱	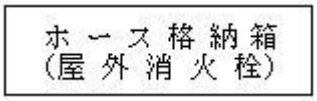	赤	白	10	30	屋外消火せん箱の表面
		屋外消火せん	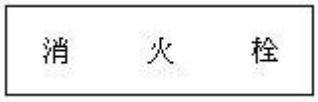	赤	白	10	30	当該設備の直近の見やすい位置
警報設備	自動火災報知設備	開閉器	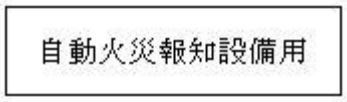	白	赤	文字の鮮明度をそこなわない範囲において自由		当該設備の直近の見やすい位置
	消防機関へ通報する火災報知設備	発信機		赤	白	8	24	発信機の上方で見やすい位置
避難設備	避難器具	避難器具	 (注)　当該避難器具の名称を表示及び使用方法を簡記する。	白	黒	30	60	当該設備を設置し又は格納する場所の見やすい位置
		使用方法	 使用方法を簡記する。	白	黒	30	60	避難器具である旨の標識の直近で見やすい位置
	誘導標識	誘導標識		緑	白	12	36	避難口の上部に設ける
			 避難の方向を明示	緑 (白)	白 (緑)	12 (12)	36 (36)	多数の者の目にふれやすい箇所に設け、表示は矢印 (　)は通路標識 ただし、シンボルマークは各々緑色とする

消火活動上必要な施設	連結送水管	送水口	送　水　口 （消防隊専用）	赤	白	10	30	当該設備の直近の見やすい位置
		放水口	放　水　口 （消防隊専用）	赤	白	10	30	
	連結散水設備	送水口	送　水　口 （連結散水設備）	赤	白	10	30	当該設備の直近の見やすい位置

2　池田市火災予防条例施行規則別表に掲げる標識又は掲示板等の表示基準は次のとおりとする。

種別＼区分	表示基準	色		大きさ		設備場所
		地	文字	幅cm以上	長さcm以上	
燃料電池発電設備	燃料電池発電設備	白	黒	15	30	当該設備のある場所の入口又は直近の見やすい位置
変電設備	変電設備	白	黒	15	30	

急速充電設備	急速充電設備	白	黒	15	30	
発電設備	発電設備	白	黒	15	30	
蓄電池設備	蓄電池設備	白	黒	15	30	
水素ガスを充てんする気球の掲揚場所	立入 禁止	白 マークのふちどりは赤とする	黒	30	60	当該場所の入口又は柵等の要所で見やすい位置
消防長の指定する喫煙等の禁止場所	禁　煙 又は 火気厳禁 危険物品持込み厳禁	赤	白	25	50	当該指定場所又は客席内の各部分から見やすい位置
喫煙所	喫　煙　所	文字の鮮明度をそこなわない範囲において自由		10	30	喫煙設備を備えた当該場所の見やすい位置
指定 移動 各類共通		白	黒	30	60	貯蔵し又は取扱う場所

数量未満の危険物	タンク以外		少量危険物貯蔵取扱場（所）					の入口若しくは直近の見やすい位置
			類別 品名 最大数量 防火の責任者	白	黒	30	60	
			整　理　整　頓	白	黒	25	50	貯蔵し又は取り扱う場所の室内で見やすい位置
		第1類のうちアルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの又は第3類のうち禁水性物品	禁　　水	青	白	30	60	貯蔵し又は取り扱う旨を入口若しくは直近の見やすい位置

		第２類（引火性固体を除く）	火　気　注　意	赤	白	30	60	
			禁　　煙	赤	白	25	50	貯蔵し又は取り扱う場所の室内で見やすい位置
		第２類のうち引火性固体、第３類のうち自然発火性物品、第４類又は第５類	火　気　厳　禁	赤	白	30	60	貯蔵し又は取り扱う旨を入口若しくは直近の見やすい位置
	移動タンク		類別 品名 最大数量	白	黒	25	50	タンク本体の後部鏡又は後部車両の見やすい位置
			危 黄色の反射塗料又は反射性を有する材料	黒	黄	30	30	車両の前後の見やすい箇所に掲げる
指定可	移動タ	各種共通	指定可燃物貯蔵取扱場（所）	白	黒	30	60	貯蔵し又は取扱う場所の入口若し

燃物貯蔵取扱場	ンク以外						くは直近の見やすい位置
			品名 最大数量 防火の責任者	白	黒	30	60
			整　理　整　頓	白	黒	25	50	貯蔵し又は取り扱う場所の室内で見やすい位置
		可燃性固体類可燃性液体類	火　気　厳　禁	赤	白	30	60	貯蔵し又は取り扱う旨を入口若しくは直近の見やすい位置
		上記以外の品名	火　気　注　意	赤	白	30	60	
			禁　　煙	赤	白	25	50	貯蔵し又は取り扱う場所の室内で見やすい位置
	移動タンク		類別 品名 最大数量	白	黒	25	50	タンク本体の後部鏡又は後部車両の見やすい位置
			指 黄色の反射塗料又は反射性を有する材料	黒	黄	30	30	車両の前後の見やすい箇所に掲げる

<table>
<tr>
<td rowspan="2">劇場等</td>
<td>定員表示板</td>
<td>

表面
裏面

注）（名称）は当該劇場等の名称を記入すること。
</td>
<td>白</td>
<td>黒</td>
<td>25</td>
<td>30</td>
<td rowspan="2">当該劇場等の入口の見やすい位置</td>
</tr>
<tr>
<td>満員札</td>
<td>
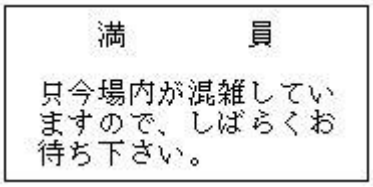

</td>
<td>赤</td>
<td>白</td>
<td>25</td>
<td>50</td>
</tr>
</table>

消防章は黄色とする

附　則

（施行期日）

1　この告示は、昭和 59 年 12 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2　この告示施行の際、現に設置されている誘導標識については、当分の間従前の標識を適用する。

附　則（平成 2 年 4 月 10 日消防告示第 1 号）

（施行期日）

1　この告示は、平成 2 年 5 月 23 日から施行する。

（経過措置）

2　この告示施行の際、現に設置されている標識及び掲示板等の表示については、平成 2 年 11 月 22 日までの間は、なお従前の例による。

附　則（平成 17 年 9 月 30 日消防告示第 2 号）

この告示は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附　則（平成 24 年 11 月 30 日消防告示第 1 号）

この告示は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附　則（令和 2 年 12 月 23 日消防告示第 1 号）

（施行期日）

1　この告示は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2　この告示施行の際、現に設置されている標識及び掲示板等の表示については、なお従前の例による。

附　則（令和 4 年 3 月 28 日消防告示第 1 号）

（施行期日）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（令和 7 年 3 月 27 日消防告示第 1 号）

（施行期日）

1　この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2　この告示施行の際、現に設置されている標識及び掲示板等の表示については、なお従前の例による。